

## 資料編

---

- グループディスカッション資料
- グループディスカッション 参加者アンケート調査票
- 保護者（親）アンケート 調査票
- 研修会資料



厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
「保護者支援プログラムのガイドライン策定  
及び好事例収集のための調査研究」

## 親子関係再構築支援に関する グループディスカッション

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

### 本日のスケジュール

- 1. 本調査研究とグループディスカッションの目的
- 2. 令和4年の児童福祉法等改正について
- 3. グループディスカッション
  - ・親子関係再構築支援の取組み状況と課題
  - ・親子関係再構築支援の充実に向け必要なこと
- 4. 報告会（意見等の共有）
- 5. 本調査研究で実施予定の  
今後の調査研究について

## 本調査研究と 本日のグループディスカッションの目的

3

## 親子関係再構築支援に関する検討経緯

- 令和4年児童福祉法等改正
  - 民間との協働による親子再統合支援事業の実施
- 社会保障審議会社会的養育専門委員会報告書（R4.2月）
  - 親子関係の支援の必要性が高い場合、  
都道府県等が実施する親子再統合支援事業  
（保護者支援プログラムなど）を適切に活用することが  
できるよう体制整備を図り、  
親子再統合支援事業に関するガイドラインを作成する。

➡ 「保護者支援プログラム」に関する調査研究は多数

4



## 親子関係再構築支援の課題認識

- 保護者支援プログラムの実施には、  
当事者である保護者自身の意志や参加意欲が重要  
→ この支援が難しく、ノウハウや時間等に課題あり
- 生活基盤自体を整える支援が必要なケースも多い
- 適切なプログラムを選択するための丁寧なアセスメントや  
委託先の発掘・育成も必要
- プログラム受講中や受講後のフォローアップも必要  
→ プログラムの受講 = 見相の支援終了 ではない  
(委託=見相の負担軽減 にはならない)
- ➡ **プログラム活用以外に必要な支援等の課題も多い**  
(支援体制の構築、ノウハウの習得等)

5

## 本調査研究の目的

- 児童相談所が行う  
「親子関係の再構築支援全体」を対象とした課題分析  
※親子関係の修復や再構築のために行う保護者・家族支援  
→ 保護者支援プログラムに限定しない
- 民間との協働(外部委託等)ありきではなく、  
児童相談所が行うべき支援とその体制から確認・検討
- R6法定事業となる「親子再統合支援事業」が  
現場にとってより活用しやすい事業となるよう検討
- 児童相談所における親子関係再構築支援の  
具体的な取組みにつながるガイドライン・好事例集の作成

6

## グループディスカッションの目的

- 児童相談所における親子関係再構築支援について、現状を「国」「自治体」「児童相談所」で共有する
- 現状・課題を踏まえたうえで、親子関係再構築支援の実施・レベルアップのために必要な取り組み等についての意見交換する
  - 現場が求める施策、事例等の情報とは？
  - 「親子再統合支援事業」の制度設計等についても議論
- 各自治体での取り組み状況等についての情報交換をし、各々の今後の取り組み等の参考にする

7

## 令和4年 児童福祉法等の改正について

(厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課)

8



児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要	
改正の趣旨	児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。
改正の概要	<p><b>1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充</b>【児童福祉法、母子保健法】</p> <p>①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  <small>※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。</small></p> <p>②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用奨励・措置を実施する。</p> <p>③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの実現化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。</p> <p><b>2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上</b>【児童福祉法】</p> <p>①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。<b>児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。</b></p> <p>②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。</p> <p><b>3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化</b>【児童福祉法】</p> <p>①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。</p> <p>②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。</p> <p><b>4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備</b>【児童福祉法】</p> <p>児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を聴取して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。</p> <p><b>5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入</b>【児童福祉法】</p> <p>児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。</p> <p><b>6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上</b>【児童福祉法】</p> <p>児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。  <small>※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。</small></p> <p><small>※認定資格の取得状況を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を發揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</small></p> <p><b>7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等</b>【児童福祉法】</p> <p>児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。</p>
施行期日	令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

①

## 都道府県等・児童相談所による支援の強化（2. 関係）

- **児童相談所の業務負荷が著しく増大**する中で、**民間と協働**し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
  - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、**親子再統合支援事業**を制度に位置づける。
  - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、**里親支援センターを児童福祉施設として位置づける**。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など**支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業**を制度に位置づける。

### ＜親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）＞

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。  
 例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

### ＜里親支援センターの設置＞

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった**里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等**を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

### ＜妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）＞

- **家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども**（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの**日常生活の支援**を行う。**養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整**（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

②

第6条の3第15項 この法律で、親子再統合支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

第33条の6の2 都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第34条の7の2 都道府県は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。

- 2 国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。
- 3 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 国及び都道府県以外の者は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

③

## 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（抄）（2022年2月とりまとめ）

### IV 安心して子育てができるための支援の充実

#### (2) 支援の必要性の高い子どもやその家庭への在宅での支援

##### ③ 支援の必要性の高い子どもやその家庭への支援について

##### i) 子どもと保護者への支援

○ 児童相談所により行われる保護者支援は、児童福祉司に加え、児童相談所に配置されている心理職が専門的知識を活用して対応できるよう、体制の確保や研修の実施を行う。また、この場合において、心理職の体制確保について、児童相談所の体制確保を進めていく中で、計画的に取り組む。

○ こうした中、親子関係の支援の必要性が高い場合、都道府県等が実施する親子再統合支援事業（保護者支援プログラムなど）を適切に活用することができるよう、体制整備を図る。具体的には、親子再統合支援については都道府県等がその体制整備を進めることに努めなければならないものとし、整備の促進が図られるよう、事業として制度に位置づける。

○ 親子の「再統合」という用語は現行の児童福祉法においても用いられているが、親子関係を再び元の形に整え子どもが家庭に戻ることを目的とするものとして受け止められ、現場においてもこれを行わなければならないと考えることがあるとの意見があった。

○ **親子の「再統合」は虐待や親子分離などにより傷ついた親子関係の修復や再構築に取り組むものであるが、必ずしも家庭復帰を唯一の目標とするものではない。**この点について、周知徹底を図る必要がある。

その上で、親子再統合支援事業の提供においては、決して「**家庭復帰**」が**唯一の結論ではなく**、また、この事業を保護者が利用したことのみを以て子どもを保護者の元に返すといったこと等が無いよう、当該事業を利用する前段階で**保護者や子どもの状況のアセスメントを丁寧に行う**とともに、**親子再統合支援事業によりどのように保護者や子どもの状況に変化があったか等を適切に評価した上でその後の対応をとることが必要である**。また、親子再統合支援事業を行うに当たり、**里親支援機関（フォスタリング機関）、里親等、施設等、保護者が居住する市区町村との連携の中で実施することが必要である**。このような対応が徹底されるよう、親子再統合支援事業に関するガイドラインを作成する。

④



## 第10章 施設入所及び里親等委託中の援助

## 4. 家族再統合プログラムの考え方と実際

## (1) 家族(親子の)再統合とは何か

「親子の再統合」について児童虐待防止法第4条第1項では、「・・・児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行う・・・」とその促進を謳っている。ここで言う「親子の再統合」は狭義に捉えれば、施設措置等によって分離された親子が再び一緒に暮らすこと(re-unification)と解される。広義に捉えれば、親子が再び一緒に暮らすことだけでなく、親子関係の在り方の様々な変容、家族機能の改善・再生(re-integration)と捉えられる。

実際、施設措置等に至った事例の中で、家庭復帰を目指せる事例は15%から17%程度との報告がある。(「児童相談所等における保護者援助の在り方に関する実証的研究」2010厚生労働科学研究 山本他)一方で、家庭復帰の可能性にかかわらず、多くの事例では実際に親子交流が行われており、何らかの家族支援等によって親子関係の改善が図られている。したがって「親子の再統合」の指し示す範囲については、これを広義に捉え、親子の生活形態に応じた様々な支援と考えることが、実態を反映している。具体的には、施設措置等によって親子分離の生活形態となった親子が再び一緒に暮らすことを目指す支援もあれば、当面、親子と一緒に暮らす見通しはないものの、親子としての関係性を再調整して発展させていく支援までを含んで「親子の再統合」あるいは「家族再統合」と理解することが適当であろう。

⑤

## (5) 保護者への支援プログラム

これらの支援プランは再統合支援の骨組みであり、この中に様々な支援プログラムが配置されていく。家族再統合の全体的なプロセスを俯瞰的に示したものが「支援プラン」であり、「支援プラン」のいずれかの時期に配置される保護者、子ども、親子関係、親族等を行う特定の支援方法等が「支援プログラム」である。家族の当事者性という支援プランの骨組みがあるとき、そこに配置されることになるプログラムの一つひとつが価値を持つ。保護者が主体的に自らの家族の課題に向き合い、それぞれの課題に応じてプログラムを選択し、主体的に取り組めることが望ましい。

しかし、家族再統合はこれだけで進展するわけではない。子どもの回復がなければ、段階的な交流は始まらないし、親子交流のステージが進行していかないのは言うまでもない。

再統合における支援対象としては、①子どもに対する支援、②保護者に対する支援、③親子関係に対する支援、④親族等に対する支援などの領域が考えられ、地域関係機関との支援ネットワーク作りをからめながら、これらの領域が重層的、複合的に進展することで再統合が展開される。以上のような総合的支援の一領域として児童相談所が中心となって行う保護者支援プログラムが位置づけられる。

⑥

## 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン（平成26年3月）（抄）

### 4. 親子関係の再構築の定義

このように子どもの回復を支えるという視点で親子関係再構築を捉えると、その内容は、内的イメージから外的現実まで幅広く、家族形態や問題の程度も様々なものを含む等、多面的で重層的に考える必要がある。そのためここでは、親子関係再構築を「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復すること」と定義する。

このガイドラインでは、養育の問題を抱えている、ともに暮らす家族と分離中の家族と双方を対象として、「子どもと親との相互の肯定的なつながりを主体的に回復する」ために、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センターが、親、子ども、親子関係、家族・親族に対して行うあらゆる支援について述べる。最終的にこの支援の目的は子どもが自尊感情をもって生きていけるようになること、生まれてきてよかったと自分が生きていることを肯定できるようになることである。家族の状況によって分類すると、具体的な支援方針は以下の表ようになる。

表1-1 親子関係再構築支援の種類

<p>○分離となった家族に対して</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 親の養育行動と親子関係の改善を図り、子どもが家庭に復帰するための支援</li> <li>② 家庭復帰が困難な場合は、親子が一定の距離をとった交流を続けながら、納得してお互いを受け入れ認めあう親子の関係を構築するための支援</li> <li>③ 現実の親子の交流が望ましくない場合、あるいは親子の交流がない場合は、子どもが生い立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育を受けることのできる場の提供</li> </ol> <p>○ともに暮らす親子に対して</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>④ 虐待リスクを軽減し、虐待を予防するための支援</li> <li>⑤ 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持するための支援</li> <li>⑥ 家庭復帰後等における虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持するための支援（アフターケア）</li> </ol>
--

⑦

## 保護者指導・カウンセリング強化事業（児童相談所における保護者支援等）

趣旨

令和4年度予算：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。また、民間団体の研修会等を活用することにより、職員の資質の向上を図る。

事業内容

### 保護者指導支援員の配置

◆ 児童心理司と連携して継続的な保護者指導を行うことを業務とし、児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者（保護者指導支援員）を配置。

### 保護者指導支援カウンセリング

◆ 精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより子どもの家庭復帰への取組の強化を図る。

### 家族療法事業

◆ 虐待を受けたまたはおそれのある子どもや家族に対して、治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合等の強化に向けた取組を行う。

### ファミリーグループカンファレンス（FGC）事業

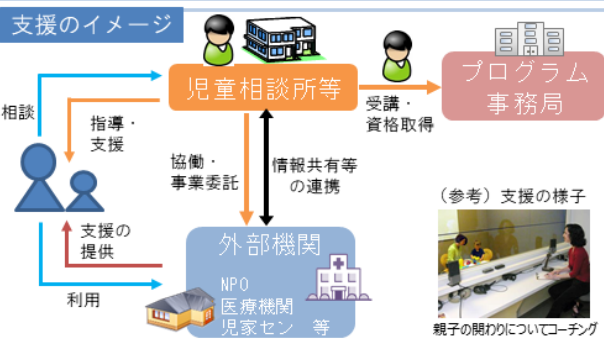
◆ 児童福祉司、児童心理司、精神科医、当事者である保護者等を構成員とし、当該子どもや家族に対する支援方法・内容について検討する場を設ける。

### 宿泊型事業

◆ 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供等を行う。

### 児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業

◆ 児童相談所等の職員がより効果的な保護者指導を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る。



### 補助額等

#### 【実施主体】

都道府県、指定都市、児相設置市

#### 【補助割合】

国1/2、都道府県1/2

#### 【補助基準額】 児童相談所1か所当たり

①保護者指導支援員の配置	3,528千円
②保護者指導支援カウンセリング事業 （保護者指導カウンセリング、家族療法事業、FGC事業、宿泊型事業）	11,707千円
③保護者指導支援プログラム資格取得支援事業	300千円

⑧

## 本日のグループディスカッションの 進め方とテーマ

9

## グループディスカッションの進め方

- 「児童福祉主管課」「児童相談所」「市区町村」のグループに分かれて、グループディスカッションを行います。
- 各グループには、「ファシリテーター」という進行役がつき、皆さまの議論のサポートやとりまとめをお手伝いします。
- ディスカッションの最後に、各グループでどんな意見が出ていたかについて共有します。（各グループから発表いただきます）。

10



## ディスカッションのテーマ【児相主管課】

- ① 保護者指導・カウンセリング強化学業の現状と課題
  - 主管課としての取組み・役割
  - 事業の活用状況と実施における課題
    - ・保護者指導支援員の配置
    - ・各種事業の実施状況
  - 外部資源の発掘・育成／予算措置
- ② 親子再統合支援事業の活用に向けて
  - 制度設計への期待・要望
  - 事業の活用方策イメージ
  - ガイドラインに掲載してほしい情報等

11

## ディスカッションのテーマ【児童相談所】

- ① 児童相談所が行うべき親子関係再構築支援とは？
  - 支援の目標（うまくいったと思うポイント）
- ② 親子関係再構築支援の取組み状況と課題
  - ①を実行・実現するために必要なこと・課題とは？
    - 例) 職員に必要なスキル・ノウハウ
    - 予算／時間／資源
    - 保護者指導・カウンセリング強化学業の実施状況
  - 外部資源の活用の課題・可能性・期待
- ③ 親子関係再構築支援の充実に向け必要なこと
  - 取組み事例／取り組んでいくべきこととは？
    - 例) 現事業の活用例／新事業の制度設計
    - 児童相談所と市区町村との役割分担・連携

12

## ディスカッションのテーマ【市区町村】

### ① 市区町村における親子関係再構築支援の現状・課題

- 支援の実施体制
  - ・ネットワーク体制有無、連携先  
(児童相談所、要対協、外部資源等)
- 予算
- 取組み事例

### ② 市区町村における親子関係再構築支援のあり方

- 市区町村が行う親子関係再構築支援のイメージ
- 構築すべき支援体制

13

## リモートでご参加の皆さまへ

- ▶ ご発言いただく場合には、ZOOMの「手をあげる」ボタンを押してください。ファシリテーターがお声がけします。
- ▶ リモート参加の方のご意見は、ファシリテーターが会場にて代筆いたします。
- ▶ 意見のとりまとめを常に共有することが難しい点、ご容赦ください。
- ▶ 議論の状況をみながら、そこまでのご意見等についてはファシリテーターから適宜口頭にて共有させていただきます。

14



## 報告会（意見等の共有）

- 各グループのディスカッションの内容を共有します。
- 各グループから、1グループ5分程度で、発表をお願いします。

15

本調査研究で実施予定の  
今後の調査等について  
- ご協力をお願い -

16



## 本調査研究の今後の予定

- ▶ グループディスカッション
  - ・7圏域、計8回実施予定
- ▶ アンケート調査
  - ・全国の児童相談所設置の児童福祉主管課及び児童相談所を対象として実施
  - ・グループディスカッションでのご意見を踏まえ、調査票を設計し、親子関係再構築支援の現状と必要施策を把握・分析
- ▶ 研修会（リモート）
  - ・本調査研究での調査結果の報告
  - ・ガイドラインの紹介

17

## 本調査研究の今後の予定

- ▶ 親子関係再構築支援に関する「対話会」
    - ・開催頻度：11月以降から、2～3回程度
    - ・開催方法：リモート
    - ・開催日時：平日の午後、1回1～2時間を想定
- <想定テーマ> 親子関係再構築支援について・・・
- ・他の児童相談所での取り組みを知ろう！
  - ・地域の資源を知ろう！
  - ・支援体制づくりや、支援を進めていくにあたり、役に立ったことや、課題だったことはどんなこと？
  - ・海外の取り組みを学ぼう！

▶ ご関心のある方はアンケートで連絡先をご記入ください。 18

## アンケートへのご協力をお願い

- 本日のグループディスカッションについて、率直なご意見を頂戴したく、アンケートへのご協力を御願いたします。

[https://questant.jp/q/hogoshashien\\_GDs\\_ankago](https://questant.jp/q/hogoshashien_GDs_ankago)

※URLは、開催案内の  
メール記載のものと同じです。



## ■グループディスカッション 参加者アンケート調査票

### 「親子関係再構築支援に関するグループディスカッション」 参加者アンケート

本日はご多忙の中、グループディスカッションにご参加いただきましてありがとうございました。  
グループディスカッションの感想等をお伺いしたく、アンケートへのご協力をお願い申し上げます。

#### 1. ご所属 ※該当するものに✓をお願いします。

児童福祉主管課       児童相談所       市区町村

#### 2. グループディスカッションの感想 等

(1) グループディスカッションに参加して良かった点・気づき 等

(2) グループディスカッションについて、こうしたほうがよいと思ったこと 等

(3) その他、グループディスカッションや本調査研究に関するご意見・ご感想 等

(裏面もご記入下さい →)



**3. 「親子関係再構築支援」に関する対話会への参加をご希望されますか。**

(1) 対話会への参加意向

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 参加したい               |
| <input type="checkbox"/> 参加できるかわからないが、案内はほしい |
| <input type="checkbox"/> 参加の意向はない            |

(2) (1)で「参加したい」「参加できるかわからないが、案内はほしい」を選択された方は、下記についてご記入ください。

お名前	
ご所属	
メールアドレス	
電話番号	

(3) 対話会で話したいこと、聞きたいことなどのご意見があればお聞かせください。

--

**【ご記入いただきました個人情報等の取扱について】**

1. ご記入いただいた氏名、連絡先は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の「個人情報保護方針」(<http://www.murc.jp/corporate/privacy>)および、「個人情報の取り扱いについて」(<http://www.murc.jp/privacy/>)に従って適切に取り扱います。
2. お預かりした個人情報は、本調査研究における対話会の実施、連絡のために利用し、厳重に管理いたします。
3. お預かりした個人情報は、法令に基づく場合を除き、ご本人の同意なく、本事業委託元である厚生労働省を除く第三者にはご本人の同意なく提供いたしません。
4. お預かりした個人情報は、業務委託により当社以外の第三者にその取り扱いを委託する場合がございます。そうした場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。
5. ご記入内容に不備がある場合は、改めて内容の確認をさせていただく場合がございます。
6. お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等もしくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

## ■保護者（親）アンケート 調査票

### 「児童相談所に関するアンケート調査」調査票見本

#### ■基礎情報

問 1 あなたの性別を教えてください。（単一回答）

1. 男性
2. 女性
3. 答えたくない

問 2 あなたの年代を教えてください。

（ ）歳代

問 3 お子さんの人数、年齢を教えてください。

（ ）人

一番上の子どもの年齢（ ）歳 ※おひとりの場合、年齢は「一番上の子ども」の欄に記入

一番下の子どもの年齢（ ）歳

#### ■児童相談所とのかかわりについて

問 4 児童相談所とのかかわりは、いつ頃からですか。（単一回答）

1. 1年以上前
2. 1か月以上前～1年未満
3. 1か月未満

問 5 児童相談所との面接の中で、自分の想いや意見は聞いてもらえましたか。（単一回答）

1. そう思う
2. ややそう思う
3. あまり思わない
4. 思わない

問 6 あなたやお子さんの今後についてや、児童相談所のかかわり方などについて、あなたの希望や想いは反映されていると思いますか。（単一回答）

1. そう思う
2. ややそう思う
3. あまり思わない
4. 思わない

問 7 問 5、6 の回答のように感じた理由や出来事があれば教えてください。（字数制限なし）

問 8 児童相談所にかかわる前と今とで、あなたの考え方や気持ちが変化しましたか。(単一回答)

1. 変化した
2. やや変化した
3. あまり変化しなかった
4. 変化しなかった

問 9 問 8 で「変化した」「やや変化した」と回答した場合、どのようなこときっかけで、どのように考え方や気持ち  
が変化したのか、覚えていたら教えてください。(字数制限なし)

問 1 0 児童相談所とかかわってよかったと思いますか。(単一回答)

1. そう思う
2. ややそう思う
3. あまり思わない
4. 思わない

問 1 1 問 1 0 で「そう思う」「ややそう思う」と回答した場合、「児童相談所とかかわって良かったと思うこと」があれば教えてください。(字数制限なし)

問 1 2 児童相談所や他の支援者とかかわる中で気になった点、改善した方が良かったと思えば教えてください。(字数制限なし)